

平和教育プログラムに関する協定書

比治山大学（以下「甲」という。）と広島市教育委員会（以下「乙」という。）は、次の事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、乙が平成24年3月に策定した平和教育プログラム（試案）（以下「プログラム」という。）に関する調査・研究において、平和教育の充実を図るため、相互に連携協力する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携協力して取り組む。

- (1) プログラム実施による効果等についての調査・研究
- (2) その他、甲及び乙が必要と認めること。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。

（経費）

第4条 第2条の連携協力事項に係る経費について、甲は、プログラムに関する調査・研究に係る経費を負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うものとする。

（その他）

第6条 本協定の履行に際し、疑義が生じた場合は、甲と乙の協議により定める。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年5月14日

甲 比 治 山 大 学
学 長 高 橋 超 

乙 広島市教育委員会
広島市教育長 尾 形 完 治 